

札契管第1721号
令和7年（2025年）12月24日

入札参加者各位

札幌市長 秋元 克広

工事及び除雪業務関係事故の防止等について

日頃から札幌市の建設行政に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本年も、施工環境が厳しくなる季節を迎えることになり、工事及び除雪業務関係事故の発生が懸念される時期となりました。

また、工事及び除雪業務を適正かつ円滑に行うためには、労働者の雇用・労働条件及び元請・下請関係等の一層の適正化の推進や、契約に関する不正行為の排除に努めることも大変重要です。

つきましては、下記に掲げる事項に留意し、事故の防止等に一層努められるようお願い申し上げます。

記

1 工事及び除雪業務関係事故の防止について

(1) 工事及び除雪業務における事故の防止について

工事の施工及び除雪業務の履行にあたっては、公衆に対する事故、工事等関係者事故及び工事現場等での火災の発生を防止するため、機会あるごとに注意を喚起し、関係者全員が安全対策の実行者としての役割を自覚するとともに、今後とも従業員の安全教育、保安要員の適正配置及び使用機材・機械の再点検等を適切に行ってください。

(2) 工事及び除雪業務に係る交通事故の防止等について

冬期間においては、道路状況が刻一刻と変化し、事故発生の危険性が高まるため車両の運転には細心の注意が必要となります。そのため下記の点に留意して、ダンプトラックや作業車両の運転手に対し、徹底した交通安全指導を図り、交通事故防止に努めてください。

ア 除排雪作業においては、機械の内輪差や外輪差、死角を十分に理解し、通行人や通行車両に加え、交通誘導員等や、道路付属物と接触事故を起こすことのないよう安全管理を徹底すること。

イ 過積載防止のため、最大積載重量の遵守と下請企業に対しての指導を十分に行うこと。自動車の車両総重量の超過は、交通事故や道路構造に大きな影響を及ぼすことから、車両制限令、道路運送車両の保安基準の規定を遵守すること。

ウ ダンプトラック等の使用にあたっては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第12条に基づく団体の加入者又は「貨物自動車運送事業法」第43条に基づく機関により認定された安全性優良事業所の使用の促進に努めること。

エ 令和5年12月から営業車等を含めた業務用自家用車（いわゆる「白ナンバー車」）においても、安全運転管理者によるアルコール検知器を用いた運転前後のアルコールチェックが義務化されたため、法令を遵守し飲酒運転の未然防止を徹底すること。

(3) 交通誘導員の適切な配置について

冬期間においては、積雪等により、特に工事現場への車両の出入りにおいて事故の発生が懸念されますので、「交通誘導員の円滑な確保について（平成29年6月8日付国土入企第3号）」を踏まえ、交通誘導員の適切な配置に努めてください。

また、路面凍結による車両のスリップ等の可能性を考慮し、防護柵等の設置や退避場所の確保など、交通誘導員の安全確保に十分配慮してください。

2 建設労働者福祉の向上について

(1) 建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）の加入促進について

下記の点を踏まえ、建退共の加入促進に努めてください。

ア 元請企業は、下請企業の加入・普及が十分促進されるよう指導に努めること。

なお、運送事業者、大工、左官、とびなど労働者を使用しないで建設の事業を行うことを常態とする、いわゆる一人親方（以下「一人親方」という。）についても、任意組合を結成し、建退共に加入することができることに留意すること。

イ 元請企業は、建退共の掛金収納書を札幌市（契約管理課）へ提出すること（証紙貼付方式の場合は契約締結後1か月以内、電子申請方式の場合は契約締結後40日以内）。なお、電子申請方式は、証紙の貼付に係る事務負担の軽減に資するとともに、建設キャリアアップシステム（CCUS）との連携により、就業実績に応じた掛金充当や履行確認に係る事務負担の軽減にもつながるものであることから、CCUSと連携した電子申請方式を積極的に活用すること。また、証紙貼付方式と電子申請方式の併用も差し支えないことにも留意すること。

ウ 元請企業は、自ら及び下請企業の建退共の対象労働者の共済証紙貼付（掛け金充当）実績について記録した実績書をしゅん功後速やかに札幌市（契約管理課）へ提出すること。

(2) 建設労働者の雇用・労働条件改善について

札幌市発注工事及び除雪業務においては、必要な建設労働者の確保に万全を期し、働き方改革の趣旨を踏まえ、次のとおり、労働時間の短縮及び労働災害の防止等雇用・労働条件の改善に努めてください。

また、CCUSの活用により、建設現場に従事する技能者の資格や就業履歴等の登録・蓄積を行うことで、技能や経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な待遇や、現場管理につなげることができる等の利点を踏まえ、積極的にCCUSの活用についてご検討をお願いいたします。

ア 労働基準法により、年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇を付与した日から1年以内に、5日分を使用者が時季を指定して取得させることが必要となっているため留意すること。

イ 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（国土交通省）を踏まえ、雇用保険、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）、健康保険及び厚生年金保険への加入が義務付けられている下請企業がそれらの法定保険に加入していない場合、元請企業は下請企業に対し、各種法定保険への加入等について指導を行うこと。工事において社会保険等に加入義務があるにもかかわらず未加入の企業を下請契約の相手方としないこと。

なお、労災保険に加入できない一人親方について、労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の者に対して特別に労災保険への任意加入を認める「特別加入制度」の周知に努めること。

ウ 令和6年4月から建設業においても時間外労働規制が適用されていることを踏

まえ、下請企業も含め、4週8休以上の休日確保や長時間労働の是正等に努め、後工程へのしづ寄せが生じないような工程管理に努めること。また、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積書が提出されたときは、その内容を確認し、尊重すること。特に、建設業法第19条の5の規定により、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止は下請契約も含め受発注者双方に適用されていることに留意すること。

エ 元請企業は下請企業のトラック事業者を含む自動車運転者の労働時間等の労働条件について、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）で示す連続運転時間が確実に遵守されるよう留意すること。

3 適正な下請契約の締結等について

「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」による改正規定が令和7年12月12日付けで完全施行されたことを踏まえ、下記について、適切に対応されるようお願いします。

(1) 下請契約の締結について

下請企業との契約にあたっては、下記事項に留意してください。

ア 元請企業と下請企業の間においては、建設業法及び公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、下請負に係る責任の範囲及び施工条件を明確にし、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な価格で書面（電磁的方法を含む。）による契約を締結すること。また、下請契約に係る工期の適正化を行い、通常必要な期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結しないこと。

イ 現在の労務費、原材料費、エネルギーコストの価格高騰状況や建設資材の納期の実態を踏まえ、市場の実勢を適切に反映した価格設定や工期設定となるよう十分留意すること。また、原材料費等の変動で契約後に請負代金や工期を変更する必要があると認められる場合には、書面（電磁的方法を含む。）による変更契約を締結するよう留意すること。

ウ 見積書に関しては、国土交通省が示す見積書の様式例や、専門工事業団体等が提供する標準見積書を活用すること等により、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費及び建退共制度に係る掛金（以下「材料費等」という。）を含む必要な経費のそれぞれの内訳が明記された見積書の提出を働きかけるとともに、下請契約締結の際には、提出された見積書の内容を考慮するよう努めること。特に労務費については、通常必要と認められる適正な労務費として、「労務費に関する基準」やその基準値が示されていることに留意すること（労務費に関する基準ポータルサイト：<https://roumuhi.mlit.go.jp/>）。

下請契約の受注者が当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の内訳の額を著しく下回る見積書を作成することや、注文者がそのような水準となるよう見積り変更依頼を行うことは建設業法第20条違反となり、建設業許可行政による指導・監督の対象となるため留意すること。また、正当な理由なく通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することも建設業法第19条の3違反となるため留意すること。

エ 共同企業体施工の工事においては、共同企業体名による下請契約を締結し、共同企業体各構成員と下請負人の権利義務関係を明確にすること。

(2) 下請代金支払の適正化について

下請代金の支払については、下記事項に留意してください。

- ア 下請代金の支払には前払金を活用し、できるだけ早く、できる限り現金払とすること。
- イ 現金払と手形払を併用する場合でも、できる限り現金払の割合を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については現金払とすること。
- ウ 支払に60日を超えるサイトの手形を交付した場合は、建設業法第24条の6第3項の規定により禁止されている「割引困難な手形」の交付に該当するおそれがあるため、特定建設業者においては、当該支払いを受ける下請負人が資本金4千万円未満の一般建設業の許可業者である場合はこれを行わないとともに、それ以外の場合においても十分に配慮すること。
- エ 下請企業に対し、技能労働者へ社会保険料の本人負担分を含んだ適切な水準の賃金を支払い、法令が求める社会保険等に加入させることを要請するなどの特段の配慮をすること。
- オ 下請負人が消費税の免税事業者である場合は、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の趣旨に鑑み、適切に対応すること。
- カ 建設工事に関する業者との取引に関して、下請代金支払遅延等防止法が改正されたことにより、製造委託等代金の支払について、令和8年1月1日から手形の交付や、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払い手段によることが禁止となることに留意すること。

(3) 下請企業への指導について

上記(1)及び(2)は、下請企業が他の事業者に再下請する際も遵守するよう指導に努めてください。

4 労務費、特定の資材価格に著しい変動が生じた場合の契約変更について

工事の契約締結後、賃金水準及び特定の資材価格に著しい変動が生じ、請負代金額との間に一定以上の乖離が生じたときは、札幌市建設工事請負契約約款第26条（いわゆるスライド条項）に基づき、請負代金額の変更が可能な場合がありますので、変更の請求に関しては必要に応じてご相談ください。

【参考】

- ・札幌市建設工事請負契約約款第26条（スライド条項）の運用について
<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/tanpinslide.html>

また、建設業法第20条の2第2項の規定により、請負代金の額等に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認める場合は、請負契約の締結前までにその旨を通知しなければならないこととされておりますが、当該通知の有無にかかわらず、請負代金の額等に影響を及ぼす事象が生じた場合はご相談ください。

【参考】

- ・工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知に係る取扱いについて

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/oshirase/documents/20241218keiyakuhenkourisukutuuti.pdf>

5 地域建設業経営強化融資制度等の活用について

札幌市においては、元請企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に関する事務取扱について、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度及び地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する事務取扱要領」を定めておりますので、同制度を積極的に活用し、元請企業は経営の安定化を図るとともに、下請代金の適正な支払いに十分配慮してください。

6 地元事業者の活用促進について

札幌市では、かねてより、工事の発注にあたり、地域経済の活性化などの観点から地元事業者の受注機会の確保に最大限努めておりますが、地元事業者を取り巻く環境は依然として厳しいものとなっております。

については、工事の施工にあたり下請企業の選定や建設資材等を調達する場合において、可能な限り地元事業者の活用や調達を行うようご協力をお願ひいたします。

7 経営事項審査の取扱いについて

公共工事を請け負おうとする者は、建設業法に定める「経営事項審査」を受けることが義務付けられており、営業年度が終了する都度、経営事項審査の申請を行う必要があります。経営事項審査の有効期間に空白が生じると、工事の契約ができないことがありますので、営業年度の決算を終えましたら、忘れずに申請を行うようお願ひいたします。

なお、札幌市の入札参加資格審査においては、経営事項審査の総合評定値（P点）を請求し、その通知を受けていることが必要となります。

8 その他

(1) 関係法令の遵守について

所得税法や地方税法などのほか、各工事現場において違法なアマチュア無線を適切に使用しないことなどを定めた電波法を含め、法令全般を遵守するようお願ひいたします。

(2) 入札における不正行為の排除について

札幌市や公共工事を担う建設事業者にとって市民の信用・信頼は、欠かすことができないものであり、札幌市ではコンプライアンスの取組を更に強化しております。建設業に携わる皆様におかれましても、企業内のコンプライアンスの取組強化など不正行為の排除に向けてご協力をお願ひいたします。

(3) 入札及び契約に係る手続の押印見直しについて

工事の入札・契約等手続において使用する書類（契約書等、一部の書類を除く。）について、押印を省略可とする取扱いとしておりますので、事務手続効率化のための活用をご検討ください。

押印を省略した文書については、電子メール等による提出も可能です。詳しくは、下記のURLをご参照ください。

【参考】・工事等における入札及び契約に係る手続の押印見直しについて

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/oshirase/documents/20210318_kouji.pdf

(4) 事後審査書類のオンライン提出について

事後審査書類の提出について、パソコンやスマートフォンから提出が可能なオン

ライン申請を導入しておりますのでご活用ください。

【参考】

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/oshirase/documents/onlinesinseihazimemasita.pdf>

(5) 情報資産の適切な取扱いについて

仕様書等に記載されている情報資産の取扱いについて遵守し、情報資産の適正な管理を行っていただきますようお願いいたします。

問い合わせ先:財政局管財部契約管理課 Tel 011-211-2442